

令和8年5月11日

報道機関各位

## 伊勢崎市指定ごみ袋に関する臨時措置について

環境部資源循環課

ナフサ不足などの報道から、市指定のもえるごみ袋の販売量が増えたことにより、市内の店舗で市指定もえるごみ袋が不足し、手に入らない市民の皆様に対し、臨時措置を実施します。

### 1 臨時措置の内容

市指定もえるごみ袋が手に入らない場合には、市販の透明または白色のビニール袋で、もえるゴミを出すことができます。

- ・ 20～45リットル相当の袋を使用してください。
- ・ 白色以外の色付きの袋は使用できません。
- ・ 他自治体の指定ごみ袋は使用できません。
- ・ 中身が出ないように、袋の口をしっかりと縛ってください。

### 2 実施期間

5月11日（月）～6月30日（火）

※ただし、需給状況などにより変更される場合があります。